

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
8月11日
(金曜日)

目次

告示	一
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(六件)(厚政課)	二
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の辞退(健康増進課)	六
結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)	六
地方卸売市場の開設者の地位の承継に伴う変更(流通企画室)	六
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	六
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	七
保安林予定森林(二件)(森林整備課)	七
換地処分の届出(都市計画課)	八
下関都市計画道路の変更(都市計画課)	八
宇部都市計画臨港地区の変更(都市計画課)	九
防府都市計画臨港地区の変更(都市計画課)	九
公告	九
国土調査の成果の認証(地域政策課)	九
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	九
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	〇
土地改良区清算人の届出(農村整備課)	〇
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課)	〇
種畜証明書の交付(畜産振興課)	一
防府都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)	二
選管告示	二
政治団体の名称等	二
政治団体の異動事項	三
解散等に係る政治団体の名称等	三

資金管理団体の名称等	三
政治資金規正法第十九条第三項第一号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	四
漁業法第六十七条第一項の規定による指示	四
雑報	四
平成十七年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨	四
県報の正誤(平成十五年四月一日山口県告示第百八十六号)	六



山口県告示第四百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	廃止年月日
医療法人社団 サンライフフク リニツク 広島県尾道市 西則末町一 番四七号	サンライフフク リニツク三田 尻デイサービス 又	防府市三田尻 三丁目六番三 号 通所介護	平成一六 七、三一
森田 純一 小野田市赤崎 二丁目一〇番 一号	森田病院 小野田市赤崎 二丁目一〇番 一号	短期入 所療養 介護	平成一三、 九、三〇
居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 名称 所在地		廃止年月日
医療生活協同組 合健文会 宇部市五十目山 町一六番二三号	宇部協立病院在 宅介護支援セン ター 宇部市五十目山 町一六番二三号		平成一八、 五、三一

名 介 護 療 養 型 医 療 施 設 地 廃 止 年 月 日
 森田病院 小野田市赤崎二丁目一〇番一 平成一三、九、三〇

山口県告示第四百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は 称	居宅介護 事業者 住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護 事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 社会福祉法人 美東町社会福 祉協議会	下関市大字小 野六四の一	防府市大字江 泊一七七四の 二	訪問介 護	平成一 四、八、 一
社会福祉法人 美東町社会福 祉協議会	美祢郡美東町 大字大田五八 七〇の一	美祢郡美東町 大字大田五八 七〇の一	"	"
株式会社保健 企画	宇部市五十目 山町一五番七 一―号	宇部市海南町 二番二一―号	居宅療 養管理 指導	平成一 三、五、 三
有限会社楽庵	〃 〃 大字奥 万倉三六一の 二	〃 〃 大字奥 万倉三六一の 二	通所介 護	平成一 八、〃、 〃
医療生活協同 組合健文会	〃 〃 五十目 山町一六番二 三―号	〃 〃 末広町 一番一三―号	"	"
株式会社コム スン	東京都港区六 本木六丁目一 〇番一―号	山口市平井一 四一七の八	"	"
株式会社サン ライフ	広島市西区商 工センター四 丁目六番八号	防府市三田尻 三丁目六番三 五号	"	"
有限会社渡辺 興産	防府市自由ケ 丘二丁目九番 八号	〃 〃 自由ケ 丘二丁目九番 八号	"	平成一 四、八、 〃
社会福祉法人 錦福社	岩国市錦町広 瀬七五八	岩国市錦町須 川三二七五の 二	"	"

医療法人社団 光仁会	光市中央三丁 目二番二六号	熊毛郡田布施 町大字下田布 施八〇六	デイサービス ポータルたぶせ	"	"
社会福祉法人 社会福祉法人 社協議会	熊毛郡平生町 大字曾根一二 六の二	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	平生町社会福 祉協議会 社・みんのお 家	"	平成一 七、〃、 〃
社会福祉法人 社会福祉法人 山口県社会福 祉事業団	山口市大手町 九番六号	岩国市黒磯町 二丁目一六番 一号	特別養護老人 ホーム灘海園	"	平成一 七、〃、 〃
常盤薬品株式 会社	宇部市大字妻 崎開作八六〇 の一	下松市瑞穂町 二丁目一三番 一八号	常盤薬品株式 会社下松介護 サービスセン ター	"	"
南すおう農業 協同組合	柳井市中央三 丁目一六番一 号	熊毛郡田布施 町大字波野六 四四	南すおう農業 協同組合指定 福祉用具レン タル事業所	"	平成一 四、〃、 〃
山口部品株式 会社	美祢郡美東町 大字真名二〇 〇	美祢郡美東町 大字真名二〇 〇	山口部品株式 会社いきいき サポート	"	平成一 四、八、 〃
医療生活協同 組合健文会	宇部市五十目 山町一六番二 三―号	宇部市末広町 一番一三―号	協立デイサー ビスみんな	"	"
有限会社楽さ ん家	防府市東松崎 町四番一六号	防府市大字新 田九六六の一	デイサービス の楽さん家	"	"
社会福祉法人 社会福祉法人 社協議会	岩国市錦町広 瀬七五八	岩国市錦町須 川三二七五の 二	深須デイサー ビスセンター	"	"
社会福祉法人 社会福祉法人 社協議会	熊毛郡平生町 大字曾根一二 六の二	熊毛郡平生町 大字大野南六 二六の三六	平生町社会福 祉協議会 社・みんのお 家	"	"
有限会社瀬戸 内荘やまもと	大島郡周防大 島町大字西方 四六三	大島郡周防大 島町大字西方 八三五の一	グループホー ムみかん畑	"	"
社会福祉法人 社会福祉法人 錦福社	玖珂郡錦町大 字広瀬七五八	玖珂郡錦町大 字広瀬七五八	グループホー ム錦	"	"
社会福祉法人 社会福祉法人 錦福社	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	"	"

山口県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 所在地	指定年月日
医療生活協同組合 宇部市五十目山町一六番一三三号	協立在宅介護支援センター 宇部市末広町一三番一三三号	平成一八、六、一
社会福祉法人曉会 下関市大字小野六四の一	やはらず居宅介護支援事業所 防府市大字江泊一七四の二	四、
財団法人周南市医療公社 周南市宮の前二丁目三番一五号	指定居宅介護支援事業所ゆめ風車 周南市宮の前二丁目六番二七号	五、
株式会社コムス 東京都港区六本木六丁目一〇番一	株式会社コムス 山陽小野田市日出三丁目一五番二八号	四、
有限会社はるひ福祉サービス 阿武郡阿東町大字地福上一六四三の一	有限会社はるひ福祉サービス 阿武郡阿東町大字地福上一六四三の一	四、

山口県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

特定福祉用具販売事業者 主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所 所在地	指定年月日
日本基準寝具株式会社 広島市安佐南区大町東二丁目一五番二号	日本基準寝具株式会社エコー 山口市小郡上郷五二五六	平成一八、四、一
有限会社加賀メデイカル 防府市佐波二丁目一〇番二二二号	有限会社加賀メデイカル 防府市佐波二丁目一〇番二二二号	四、

三田尻生活・ケア株式会社 " 中央町六番三二二号	三田尻生活・ケア株式会社 " 中央町六番三二二号	五、
常盤薬品株式会社 宇部市大字妻崎開作八六〇の一	常盤薬品株式会社 下松市瑞穂町二丁目一三番一八	四、
南すおう農業協同組合 柳井市中央三丁目一六番一号	南すおう農業協同組合指定福祉用具レンタル事業所 熊毛郡田布施町大字波野六四四	四、
山口部品株式会社 美祢郡美東町大字真名一〇〇〇	山口部品株式会社 美祢郡美東町大字真名二〇〇〇	四、

山口県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人清和会 山口市鑄銭司三三八一	訪問介護センターながさわ 山口市鑄銭司三三八一	介護予防訪問	平成一八、四、一
社会福祉法人華世会 防府市大字伊佐江一〇三九の一	在宅複合型施設ヘルシア 防府市大字伊佐江一〇三九の一	介護予防訪問	四、
株式会社社工コ・スペース " 町一四九三の五	ヘルパー24 防府市五町一四九三の五	介護予防訪問	四、
社会福祉法人敬天会 " 大字新田六七二	まめ舎ヘルパーステーション " 大字新田六七二	介護予防訪問	四、
有限会社ハイト・サービス " 大字中山三四七	有限会社ハイト・サービス " 大字中山三四七	介護予防訪問	四、

日本基準寝具株式会社
広島市安佐南区
大町東二丁目一
五番二号

日本基準寝具株式会社エコー
山口営業所
山口市小郡上郷
五二五六
平成一八、
四、
一

有限会社加賀メ
デイカル
目一〇番一二二
号

有限会社加賀メ
デイカル
目一〇番一二二
号

三田尻生活・ケ
ア総合センター
番三二二号
中央町六
番三二二号

三田尻生活・ケ
ア総合センター
番三二二号
中央町六
番三二二号

常盤薬品株式会社
宇部市大字妻崎
開作八六〇の一
号

常盤薬品株式会社
下松市瑞穂町二
丁目一三番一八
号

南すおう農業協
同組合
柳井市中央三丁
目一六番一号

南すおう農業協
同組合指定福祉
用具レンタル事
業所
熊毛郡田布施町
大字波野六四四
番三二二号

山口部品株式会社
美祢郡美東町大
字真名二〇〇〇
番三二二号

山口部品株式会
社
美祢郡美東町大
字真名二〇〇〇
番三二二号

ウエルネスクリニク
なべくら薬局
そごう薬局三田尻店
柳井市柳井一五四七の一
宇部市鍋倉町六番四三三
防府市お茶屋町一〇番二二

山口県告示第四百三十三号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の規定に基づき許可した地方卸売市場の開設者及び名称について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関成

一 許可番号 農開第三十九号

二 開設者の名称及び住所

名 譲 受 住 所 名 譲 渡 住 所
あぶらんど萩農 萩市大字江向四三二の 萩市農業協同組 萩市大字江向四三二の
業協同組合 二 合

三 地方卸売市場の名称

萩市青果物地方卸売市場

四 地方卸売市場の所在地

萩市大字椿三三九五の一三

五 変更年月日

平成十八年四月一日

山口県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

岩国市愛宕土地改良区

平成一八、八、一

岩国市麻里布土地改良区

" " "

岩国市川下土地改良区

" " "

山口県告示第四百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十八年八月十一日

山口県知事	二井 関 成		
市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
下関市	内日地区	かんがい排水	平成一八、七、二八

山口県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市仁保中郷字石坂六二〇の一
 - 二 指定の目的
水源のかん養
 - 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市仁保中郷字石坂六二〇の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

保安林予定森林の所在場所

周南市大字中須北字川上一三から一九まで、大字中須南字足谷一二八三の三、字川上一二八五の一、一三四七、一三五〇、字法師淵一三四五の一から一三四五の三まで、字川下二九〇一から二九〇三まで、大字鹿野下字細野谷七六三の二（次の図に示す部分に限る。）、大字金峰字後迫八六一の一から八六一の三まで、字潮谷八六二、八六三、八六九の三、字西兼田二八七二の二（次の図に示す部分に限る。）、二八七五、二八七六、二八七七の三、二八七八の三、二八七九から二八八一まで、大字大潮字平ノ下一四七八（次の図に示す部分に限る。）、大字巢山字松尾ヶ原六五七から六六一まで、六六二の一（次の図に示す部分に限る。）、六六二の二、三〇六四の一、三〇六五の一、三〇六九の一、字平ヶ谷三〇五九の一、三〇六〇、三〇六一、三〇六三、三〇七一、字高平三三三二七（次の図に示す部分に限る。）、三三三二八から三三三三〇まで

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
周南市大字中須北字川上一二八・大字中須南字足谷一二八三の三・字法師淵一三四五の一・一三四五の三・字川下二九〇三・大字金峰字潮谷八六二・八六三・字西兼田二八七二の二・二八七五・二八七六・二八七七の三・大字大潮字平ノ下一四七八・大字巢山字高平三三三二七（以上二三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

山口市宮野下字下田床一六七五から一六七九まで、一六八〇の一、一六八〇の二、一六八一から一六八六まで、字上田床一六八七から一六九八まで、字田床二二八八の六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市宮野下字田床二二八八の六（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字大道理字畑一〇五二の二、一〇五四の二、一〇五五の一から一〇五五の五まで、一〇五六から一〇五九まで、一〇六一の一、一〇六一の二、一〇七六、字田ノ迫二六三三の一から二六三三の三まで、二六三四から二六四〇まで、大字金峰字楽々谷一七六九（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字金峰字楽々谷一七六九（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百三十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、光中央土地区画整理組合から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十八年七月二十六日

二 換地処分の内容

平成十八年七月二十四日認可された換地計画のとおり

山口県告示第四百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・四・十一長崎筋川線
- 二 変更の内容
区域及び構造の変更

山口県告示第四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画臨港地区を変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月十一日
山口県知事 二井 関 成

山口県告示第四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画臨港地区を変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月十一日
山口県知事 二井 関 成



(四三二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成十六年五月十一日から平成十八年二月二十七日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	菊川町大字七見及び菊川町大字西中山の一部
宇部市	平成十六年五月十七日から平成十八年二月二十七日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字櫛原及び大字如意寺の各一部
" "	平成十六年五月十七日から平成十八年二月二十八日まで	" "	大字東万倉の一部
下松市	平成十六年五月十一日から平成十八年二月二十七日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字切山の一部
長門市	平成十六年四月三十日から平成十八年三月二十九日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	日置上及び日置中の各一部

二 認証年月日
平成十八年八月十一日

(四三三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年九月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月十一日
山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十八年七月二十五日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 あけぼの会
代 表 者 の 氏 名 岡田 利夫
主たる事務所の所在地 山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
- 三 定款に記載された目的
精神障害者その他の障害者及びその家族に対する理解を深める活動、障害者の社会的自立のための作業所の運営等を行うことにより、障害者が安心して日常生活を送ることができるよう援助すること。

(四三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成十八年九月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人臨床トネル工学研究所
 代表者の氏名 中川 浩二
 主たる事務所の所在地 宇部市大字川上一八一番地

(四三四) 土地改良区の清算人の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり清算人の氏名及び住所の届出がありました。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関成

就任した清算人

土地改良区の名称	氏名	住 所
長門市長門南土地改良区	谷川 雅之	長門市深川湯本一九七二
"	森野 権治	" 一八二八
"	岡村 嘉弘	" 渋木三六七四
"	笠井 藤雄	" 三三二二九
"	谷川 茂	" 三四五七の一
"	西本 勝重	" 三五二七の一

"	藤田 保明	"	三六八八
"	森下 照三	"	三三三三
"	沖村 昇	"	一五三一の二
"	村田 弘義	"	俵山三二五七の二
"	高木 文男	"	二九三六の一
"	徳田 惟	"	二九一八

(四三五) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関成

種畜証明番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
平一八山口県第一号	安福五七 (全和黒原三二〇一)	黒毛和種	平成六、六、一七	大分県二級	二級	萩市大字須佐有限会社キャタール
第二号	安福二九四 (全和黒一七〇一)	"	一一、一六	三重県	"	"
第三号	安福五の三 (全和黒原三五〇)	"	平成八、一〇、一一	鳥取県	"	"
第四号	福栄二 (全和黒原三五一一)	"	一一、一一	"	"	"
第五号	宮気高 (全和黒原三五七〇)	"	平成九、二、七	"	"	"
第六号	義花	和 種	平成一六、三、一四	山口県級外	"	萩市見島多田一馬
第七号	幸峰	"	平成一一、九、三	"	"	"
第八号	黒瀬	"	平成一〇、一〇、一〇	"	"	山根和夫
第九号	大吉	"	平成一三、六、一五	"	"	"
第一〇号	幸鶴 (全和黒原三二〇九)	黒毛和種	平成七、三、一〇	兵庫県	二級	美祢市伊佐町河原山口県畜産試験場

第一九号	第一八号	第一七号	第一六号	第一五号	第一四号	第一三号	第一二号	第一号	第一〇号	第一九号	第一八号	第一七号	第一六号	第一五号	第一四号	第一三号	第一二号	第一号
アキヨシエル〇〇一四 (日豚シ種七七一〇〇)	アキヨシエル七七一〇三七 (日豚シ種七七一〇三七)	アキヨシエル九九一〇二八 (日豚シ種七七一〇二八)	和宝駒 (全和無八七)	武久丸 (全和〇四子山黒一〇八六)	安系桜 (全和〇四子受卵山黒一五〇二八)	嘉年晋 (全和〇四子山黒一〇七五八)	嘉栄 (全和〇四子受卵山黒一五〇一五)	豊次郎 (全和〇四子受卵山黒一五〇〇八)	益次郎 (全和黒原四七〇〇)	福美美 (全和黒原四六六三)	美福栄 (全和黒原四五三五)	常次郎 (全和黒一三七八四)	北次郎 (全和黒原四四二)	高平藤 (全和黒原四三五六)	北乃勝関 (全和黒原四〇八五)	東平福 (全和黒一三二一九)	景清 (全和黒原三五〇〇)	嘉高法 (全和黒原三四七四)
"	"	ランド レース種	無角和種	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
平成二二、 二四	九、 五	平成一、 五三	平成一〇、 三二五	七、 二七	"、 二八	五、 九	四、 一三	平成一、 二六	八、 六	平成一、 五	五、 二	平成三、 四	九、 二二	平成二、 七	平成一、 二九	平成一〇、 六	平成八、 四	九、 二八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	山口県	島根県	山口県
"	"	二級	一級	二級	"	"	"	一級	二級	"	"	"	"	一級	"	"	二級	一級
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

第三〇号	第二九号	第二八号	第二七号	第二六号	第二五号	第二四号	第二三号	第二二号	第二一号	第二〇号	第一九号	第一八号	第一七号	第一六号	第一五号	第一四号	第一三号	第一二号	第一号
アキヨシエル〇〇一四五 (日豚シ種七七一〇九九)	アキヨシエル〇〇一三七 (日豚シ種七七一〇二七)	アキヨシエル〇〇一五九 (日豚シ種七七一〇二九)	アキヨシエル〇〇一八 (日豚シ種七七一〇二四)	アキヨシエル〇〇一九三 (日豚シ種七七一〇二四)	アキヨシエル〇〇一五五 (日豚シ種七七一〇二八)	ヤマチクダブリュー九一六〇 (日豚W種三七〇二二)	ヤマチクダブリュー四一六〇 (日豚W子〇〇八六五五)	サクラ二〇一アイチ〇一七 (日豚D種三七三七三)	〇三八三 (日豚D種三七三七三)										
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三、 一九	二、 一三	七、 一六	八、 二二	一〇、 一七	一、 一四	七、 一四	一、 一六	一、 一七	一、 一八										
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(四三六) 種畜証明書の交付
 次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。
 平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関成

種畜証明 番号																				
平一八山口県																				
〇〇二二	〇〇二八	〇〇三三																		
雑種																				
生年月日																				
平成一六、 四一五	平成一七、 三七	平成一六、 四一五	平成一六、 四一五	平成一七、 三七	平成一六、 四一五	平成一六、 四一五	平成一七、 三七	平成一六、 四一五												
産地																				
宮城県																				
成績																				
飼養者の住所及 氏名又は名称																				
周南市大字栗山 有限会社 鹿野 ファーム																				

第一〇号	A三九	"	平成一六、一〇、一六	"	"
第九号	C〇二四	"	平成一六、一四、二四	"	"
第八号	C〇三〇	"	平成一七、三〇	"	"
第七号	C〇〇八	"	平成一五、二五	"	"
第六号	C〇一九	"	平成一六、二四	宮城県	"
第五号	C〇〇一	"	平成一五、三	山口県	"
第四号	C〇二二	"	平成一六、一六	"	"

(四三七) 防府都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、防府都市計画公園の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成十八年八月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 開催の日時
平成十八年八月三十一日(木曜日)午後二時
- 二 開催の場所
防府市緑町一丁目九番一号
防府市文化福祉会館
- 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
変更する防府都市計画公園四・五・一天神山公園
次のとおりとする。
- 四 公述の申出手続
(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十八年八月二十四日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」といふ。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成十八年八月二十四日までの消印のあるものに限りま

- す。
- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることが出来る者を選定することがあります。
- (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることが出来る者に通知します。
- 五 その他

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二五)にしてください。
- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

- 山口市滝町一番一号
- 山口県土木建築部都市計画課
- 防府市駅南町一三番四〇号
- 防府土木建築事務所
- 防府市寿町七番一号

防府市土木都市建設部都市計画課
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(一)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



山口県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年八月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
上村雅子後援会	上村 雅子	青木 京一	岩国市中津町3丁目9番3号		平成18、7、10

梶山きみのり後援会	住澤 孝彦	中村 義房	長門市仙崎314の1	〃	〃	26
倉本よしひろ後援会	古谷 誠	向 義仁	下関市中之町8番3号	〃	〃	24
角里美後援会	和田 静雄	原田 忠臣	岩国市錦町須川212	〃	〃	18
たかた和博後援会	上田 孝之	梶原 俊典	〃 美和町下畑1763	〃	〃	14
中村蓉子後援会	中村 蓉子	加藤 茂樹	〃 今津町4丁目11番9号	〃	〃	10
矢野まさあき後援会	白井 正司	矢野 幸子	〃 由宇町4401の1	〃	〃	3
米本正後援会	米本 茂子	木村 稔	〃 川下町/丁目7番35号	〃	〃	26

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年八月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 同

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
有福精一朗後援会	代表者	木下 寿美	藤村 正人	平成18、19
池田良幸後援会	〃	代表者	徳川 晴美	〃
		事務所	岩国市本郷町本郷2108	
上田正義後援会	〃	事務所	玖珂郡本郷村大字本郷2098	〃
		代表者	玖珂町 249の13	
江原聰後援会	代表者	森本 長史	上野 正幸	〃 7、19
小竹伸夫後援会	事務所	美祿市伊佐町伊佐4834の1	美祿市大瀬町東分3426の6	〃 〃 24

さいとう真治後援会	代表者	齊藤 真治	金子 信彦	〃	〃	6
西村幸博後援会	事務所	岩国市美和町浜前631	玖珂郡美和町大字浜前631	〃	〃	28
ふじの公孝山口県自動車団体後援会	事務所	ふじの公孝山口県自動車団体後援会	藤野きみたか山口県自動車団体後援会	〃	〃	4
むねまさ久明後援会	事務所	岩国市美和町西畑/31の1	岩国市美和町庄見543	〃	〃	31

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年八月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 同

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
加藤たかし政策研究会	加藤 隆	加藤 寿彦	下関市上田中町2丁目22番8号	平成18、6、30
門田美和子後援会	門田美和子	吉武 敏江	防府市大字上右田2733の1	〃
地方自治研究所・[民主の会]	齊藤 真治	河野 淳子	萩市大字椿東2596の4	〃 7、5

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第一項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年八月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 同

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金		管理団体の名称	代表者の氏名	備考 (指定届出年月日)
		名	称			

齊藤 貞治	萩市議会議員	さいとう 貞治後援会	萩市大字椿東2596の4	齊藤 貞治	平成18、6、7、6
-------	--------	------------	--------------	-------	------------

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年八月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (資金管理団体のなかつた日)
		名 称	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	
加藤 隆	衆議院議員	加藤たかし政 策研究会	下関市上田中町2丁目 22番8号	平成18、7、4
齊藤 貞治	萩市議会議員	地方自治研究 会・民主の	萩市大字椿東2596の4	〃
				〃
				6



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成十八年八月十一日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会 長 清水 栄太郎

- 一 指示の内容
はえ縄を使用して、又は釣りによってあまだいをとることを目的とする漁業を行つてはならない。
- 二 適用海域
山口県日本海海区
- 三 指示の有効期間

平成十八年八月十四日から同月二十日まで



平成十七年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成十七年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成十八年八月十一日

山口県市町村職員共済組合理事長 上利 礼 昭

貸借対照表及び損益計算書の要旨

(単位 千円)

区分	短期	長期	業務	保健	保健 ⁽²⁾	宿泊	貯金	貸付	基礎年金 支
(収 入)									
負 担 金	4,533,350	16,946,868	144,985	267,163					
掛金・任意継続掛金	4,679,235	8,380,927		267,074					
施設収入・商品売上げ					115,599	245,936			
基礎年金交付金・基礎年金 国庫金									1,491,802
利息及び配当金	166	1,043,589	4	273	1	1	640,636	16	
その他収入	464,709	27,571	1,195	5,726	1,957	2,376	15,447	379,787	
他経理からの繰入金			69,551		110,000	70,000			
前年度繰越支払準備金	783,234								
前年度繰越長期給付積立金		74,520,526							
計	10,460,694	102,949,832	215,735	540,236	227,557	318,313	656,083	379,803	1,491,802
(支 出)									
給付・一部負担金払戻金・ 基礎年金	5,031,991	28,601,174							1,490,345
役員報酬・職員給与			136,177	32,282	41,291	76,743	26,634	45,209	
旅費・事務費			17,790	2,898	1,648	1,081	1,768	2,796	
商品仕入れ					851	2,514			
飲食材料費					28,540	78,027			

委託費・委託管理費			12,359	8,899	13,607	22,569	861	1,198
支払利息					4,583		224,952	297,321
連合会払込金	163,985							16,427
その他支出	1,005,976	4	47,655	355,209	152,771	151,516	5,661	49,140
老人保健拠出金	1,988,751							
退職者給付拠出金	1,358,135							
基礎年金拠出金負担金		6,152,760						
他経理への繰入金	26,708	42,843		180,000				
次年度繰越支払準備金	785,564							
次年度繰越長期給付積立金		68,153,051						
計	10,361,110	102,949,832	213,981	579,288	243,291	332,450	259,876	412,091
当期利益金又は当期損失金(△)	99,584		1,754	△ 39,052	△ 15,734	△ 14,137	396,207	△ 32,288
支払準備金	785,564							
長期給付積立金		68,153,051						
資本剰余金			53,165	25,350	1,228,581	755,282		
利益剰余金又は欠損金(△)	426,870		145,031	422,440	△ 355,733	△ 42,966	1,401,240	476,598

正誤

平成十五年四月一日山口県告示第百八十六号(公有水面の埋立ての免許)

ページ	段	行	誤	正
三	上	三	三〇四度三五分二〇秒一・九二七・八〇メートル	三〇〇度四分一・三秒一・四九三・〇八メートル

平成十八年八月十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)